

阿倍野再開発事業検証有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 阿倍野再開発事業検証有識者会議(以下、「会議」という。)は、本市が実施してきた阿倍野再開発事業の整備完了を迎え、本事業の収支・成果などについて総合的な分析・検証を行うにあたり、外部有識者からアドバイスや意見を聴取することを目的として開催する。

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、再開発または公共事業に関する見識を有する者や、公認会計士、弁護士等の資格を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は概ね1年以内とし、任期期間中に交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第3条 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営)

第4条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、会議に委員以外の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(開催期間)

第5条 会議は、概ね1年間開催する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、都市整備局企画部阿倍野再開発課が所管する。

附則

この要領は、平成28年5月9日から施行する。